

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4024
20年1月17日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

働き方改革に逆行する 長中局の年繁業務運行

おはようございます。
今年は60年ぶりの暖冬ということですが、ここ2〜3日の寒さも平年並みですが、暖冬になれた体にはこたえる寒さとなつていきます。体調管理に勤めましょう。

働き方改革関連法案の施行が、昨年4月施行され、初めての年繁でした。働き方改革法案の柱は①長時間労働の是正、②正規、非正規の不合理な処遇差の解消——同一労働同一賃金の推進、③多様な働き方の実現、の3点ですが、年繁に係わるのは①長時間労働の是正で、ひと月の時間外労働の上限は45時間とされました。
万一、それ以上の時間外労働をしなければならなかった場合には「特別条項の適用」と言う形になるわけですが、皆さん

自分と仲間の残業時間は分かりますか。
先月集配営業部では、軽減勤務などの社員を除く部の約半数の社員が、規制をオーバーする45時間以上の残業を行っていました。



この12月は、年賀状は約7%減、ゆうパックも10%弱の減少と、当初年繁業務で説明された物数よりも大幅に取扱数が減少しています。それにもかかわらず、部の半数が「特別条項の適用」と言うのはどうしてでしょうか？また、もし当初

の想定通りの物数だった場合、どれだけの社員がオーバーしていたのでしょうか。
そもそも「長時間労働の是正」では、「臨時的な特別の事情があつて労使が同意した場合のみ」ひと月の残業時間は45時間を超えることが出来ると定められています。

年繁は「臨時的な特別の事情」でしょうか。他社の値上げに伴う3年前のゆうパックの急増やマインバーカード配達は確かに「臨時」でしょう。しかし毎年の年繁、しかも想定よりも大幅に取扱数が少ない年繁でも、半数が「特別条項の適用」と言うのは、要員配置など準備を怠ったからだと言

法改正のポイント

時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

□ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
・時間外労働・・・年720時間以内
・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内とする必要があります。

□ 原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。

言えます。
「働き方改革関連法」が、なぜ制定されたかを考えて長時間労働の是正に努めること、そしてそのための要員不足の解消に真摯に勤めることを要求します。



局内の仕分け作業が間に合わず、予定の元日に配達できず

昨日の西日本新聞で、「福岡県内の郵便局で、人員配置不足などが理由で、昨年12月31日に局に届いた年賀状のうち約44%が、局内の仕分け作業が間に合わず、予定の元日に配達できず、3日に各家庭などに配られた」と報道されました。

紙面では局名も報じられていません。長中局がこのような事態にならないことを願います。

誠意のかけらもない回答姿勢に抗議する！

支部は、昨年10月28日に「2019年繁要求書と秋季要求書」を長中局に提出し、期限とした11月25日までに回答を求め交渉を進めてきました。

これらの要求書に対する回答が行われたのは、先月12月25日です。年繁要求に関しては毎年繁に入る前に回答期限を設けるわけですが、ここ数年長中局の回答が行われるのは年末の押し迫つてからです。



これでは、問題の多いお歳暮ゆうパックの配達業務に対して意味がありません。また繁忙期のピークに回答を行うことで、実質的な交渉をさせない狙いがあるのでと疑いたくなります。
何故回答が遅れたのか、明らかにするとともに、今後の支部要求に対しては早急に回答するように要求します。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。

ゆえに、均等待遇、なせう差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利した！